岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 155 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

才	岩手県事務委任及び代決専決規則(平成 18 年岩手県規則第 64 号)の一部を次のように改正する。
	改正前	改正後
1	(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)	(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)
	第27条 [略]	第27条 [略]
	2~6 [略]	2~6 [略]
	7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長	7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長
	の専決できる事項は、次のとおりとする。	の専決できる事項は、次のとおりとする。
	[略]	[略]
	給与旅費担当課長専決事項	給与旅費担当課長専決事項
	(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
	(4) 本庁及び盛岡地方振興局の非常勤職員及び非常勤特	(4) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関するこ
	別嘱託員の任免に関すること。	と。
	(5) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員の任免に	(5) 臨時的任用職員の任免に関すること。
	関すること。	
	(6) [略]	(6) [略]
	(7) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに <u>本庁及び盛</u>	(7) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに臨時的任用
	<u>岡地方振興局の</u> 臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用	職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。
	保険の届出に関すること。	
	(経営企画部長等専決事項)	(経営企画部長等専決事項)
	第34条 [略]	第34条 [略]
	2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民	2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民
	センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決	センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決
	できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄	できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄

に○印のある事務に限る。)とする。

	٥°			
	専	決権	者	
事務	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	備考
1 [略]	[[略]		
2 非常勤専門職員、非常勤再 雇用職員、非常勤嘱託員及び 時間雇用職員の任免に関する こと。	<u>O</u>		<u>O</u>	盛岡地方 振興局企画 総務部の管 理主幹を除 く。

に○印のある事務に限る。)とする。

	専決権者	
事 務	広域振興局総務部総務課長 総合支局県民センター所長 総合支局県民センター所長	
1 [略]	[略]	

3 臨時的任用職員の任免に関すること。	○ <u>盛</u> 岡地方 振興局企画 総務部の管 理主幹を除 く。
<u>4</u> [略]	[略]
<u>5</u> [略]	[略]
<u>6</u> [略]	[略]
<u>7</u> [略]	[略]
<u>8</u> [略]	[略]
<u>9</u> [略]	[略]
<u>10</u> [略]	[略]
<u>11</u> [略]	[略]
<u>12</u> [略]	[略]
<u>13</u> [略]	[略]

3 · 4 [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項 は、次のとおりとする。

- (1)[略]
- (2) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及 び時間雇用職員の任免に関すること。
- 臨時的任用職員の任免に関すること。 (3)
- (4)[略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7)[略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10)[略]
- (11)[略]
- (12)[略]
- (13)[略]
- (14)[略]
- (15)[略]
- (16)[略]
- (17)[略]
- [略] (18)
- (19)[略]
- [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

- [略]
- 性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

<u>2</u> [略]	[略]
<u>2</u> [略] <u>3</u> [略]	[略]
<u>4</u> [略]	[略]
<u>5</u> [略]	[略]
<u>6</u> [略]	[略]
<u>7</u> [略]	[略]
<u>8</u> [略]	[略]
<u>9</u> [略]	[略]
<u>10</u> [略]	[略]
<u>11</u> [略]	[略]

3・4 [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項 は、次のとおりとする。

(1) [略]

- (2) 「略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- [略] (6)
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- [略] (10)
- (11) [略]
- (12)[略]
- (13)[略]
- (14)[略]
- (15)[略]
- [略] (16)
- (17)[略]
- 2 [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

- [略]
- 3 前項に定めるもののほか、福祉総合相談センターの児童女 3 前項に定めるもののほか、福祉総合相談センターの児童女 性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及	
び時間雇用職員の任免に関すること。	
(2) 臨時的任用職員の任免に関すること。	
(<u>3)</u> [略]	<u>(1)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(2)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(3)</u> [略]
(6) [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
(8) [略]	<u>(6)</u> [略]
4 [略]	4 [略]
(農業研究センター所長等専決事項)	(農業研究センター所長等専決事項)
第53条 [略]	第53条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、	3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、
畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次	畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、必
のとおりとする。	のとおりとする。
(1) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及	
び時間雇用職員の任免に関すること。	
(2) 臨時的任用職員の任免に関すること。	
(3) [略]	<u>(1)</u> [略]
(4) [略]	<u>(2)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(3)</u> [略]
(6) [略]	<u>(4)</u> [略]
(7) [略]	<u>(5)</u> [略]
(8) [略]	<u>(6)</u> [略]
(9) [略]	<u>(7)</u> [略]
(10) [略]	(8) [略]
(11) [略]	<u>(9)</u> [略]
<u>(12)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]
4 • 5 [略]	4・5 [略]
6 農業研究センター畜産研究所の次長(種山畜産研究室を担	
当する次長に限る。)の専決できる事項は、次のとおりとす	
<u> </u>	
(1) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及	
び時間雇用職員の任免に関すること。	
(2) 臨時的任用職員の任免に関すること。	
2 (総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)	(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項
第27条 [略]	第27条 [略]
2~6 [略]	2~6 [略]
7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長	7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長
の専決できる事項は、次のとおりとする。	の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

職員福祉担当課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ 「略]

- (6) 本庁(労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含 む。以下この項において同じ。) 及び盛岡地方振興局の 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (7) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の居住の実情の確認 及び住居手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (8) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の通勤の実情の確認 及び通勤手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (9) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の単身赴任の実情の 確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定に関するこ と。
- (10) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の寒冷地手当の支給 区分の認定及び月額の決定又は改定に関すること。
- (11) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当受給資格 等の認定に関すること。
- (12) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当の支給に 関すること。

給与旅費担当課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ 「略]

- (6) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る賃 金の支給並びに共済費の支出に関すること。
- (7) [略]

(経営企画部長等専決事項)

第34条 [略]

2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民 2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民 センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決 に○印のある事務に限る。)とする。

	専	決権	者	
事 務	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	備考
1 [略]		[略]		
2 職員の扶養親族の認定に関 すること。	0		0	

[略]

職員福祉担当課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ 「略]

- (6) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (7) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の決定 又は改定に関すること。
- (8) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定 又は改定に関すること。
- (9) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月 額の決定又は改定に関すること。
- (10) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の決定 又は改定に関すること。
- (11) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
- (12) 職員の児童手当の支給に関すること。

給与旅費担当課長専決事項

 $(1)\sim(5)$ 「略]

- (6) 臨時的任用職員に係る賃金の支給並びに共済費の支 出に関すること。
- (7) [略]

(経営企画部長等専決事項)

第34条 [略]

センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決 できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄 できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄 に○印のある事務に限る。)とする。

	専決権者
事務	大域振興局総務部総務課長 大域振興局総務部管理主幹 大坂・東島県民センター所長 大坂・東島・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・
1 [略]	[略]

3 職員の居住の実情の確認及	<u>O</u>	○ 盛岡地方
び住居手当の月額の決定又は		振興局企画
改定に関すること。		総務部の管
		理主幹を除
		<
4 職員の通勤の実情の確認及	0	○ 盛岡地方
び通勤手当の月額の決定又は		振興局企画
改定に関すること。		総務部の管
<u> </u>		理主幹を除
		<u> </u>
5 職員の労食料がの実体の歴		
5 職員の単身赴任の実情の確		<u>盛岡地方</u>
認及び単身赴任手当の月額の		振興局企画
決定又は改定に関すること。		総務部の管
		理主幹を除
		<u> </u>
6 職員の寒冷地手当の支給区	<u>O</u>	○ 盛岡地方
分の認定及び月額の決定又は		振興局企画
改定に関すること。		総務部の管
		理主幹を除
		<u>< .</u>
7 職員の児童手当受給資格等	<u>O</u>	○ 盛岡地方
の認定に関すること。		振興局企画
		総務部の管
		理主幹を除
		<
8 [略]	[略]	·——
9 [略]	[略]	
10 「略]	「略]	
11 「略]	[略]	
<u> </u>	[[[

3・4 [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項 は、次のとおりとする。

- $(1)\sim(5)$ [略]
- (6) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (7) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の決定 又は改定に関すること。
- (8) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定 又は改定に関すること。
- (9) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月 額の決定又は改定に関すること。
- (10) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の決定 又は改定に関すること。
- (11) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

<u>(12)</u> [略]

(13) [略]

<u>(14)</u> [略]

<u>(15)</u> [略]

(16) [略]

(17) [略]

2	[略]	[略]
3	[略]	[略]
4	[略]	[略]
5	[略]	[略]

3・4 [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項 は、次のとおりとする。

(1)~(5) [略]

<u>(6)</u> [略]

<u>(7)</u> [略]

(8) [略]

(9) [略]

<u>(10)</u> [略]

(11) [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 [略]

- 3 前項に定めるもののほか、福祉総合相談センターの児童女 性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 職員の扶養親族の認定に関すること。
 - (2) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の決定 又は改定に関すること。
 - (3) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定 又は改定に関すること。
 - (4) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月 額の決定又は改定に関すること。
 - (5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の決定 又は改定に関すること。
- (6) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
- 4 [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 [略]

2 [略]

- 3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、 畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次 のとおりとする。
 - (1) 職員(次長(種山畜産研究室を担当する次長に限る。) 及び種山畜産研究室の職員を除く。以下この項において同 じ。) の扶養親族の認定に関すること。
 - (2) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の決定 又は改定に関すること。
 - (3) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定 又は改定に関すること。
 - (4) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月 額の決定又は改定に関すること。
 - (5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の決定 又は改定に関すること。
 - (6) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
 - (7)[略]
 - (8) [略]
 - (9) [略]
 - [略] (10)
- 4 · 5 [略]

(研究室長等共通専決事項)

第54条 [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 「略]

3 [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 [略]

2 [略]

畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次 のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

<u>(4)</u> [略]

4・5 [略]

(研究室長等共通専決事項)

第54条 [略]

- 2 前項に定めるもののほか、岩手県農業研究センター畜産研 2 前項に定めるもののほか、岩手県農業研究センター畜産研 究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のと おりとする。
 - (1) 職員の扶養親族の認定に関すること。
 - (2) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の決定 又は改定に関すること。
 - (3) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定 又は改定に関すること。
 - (4) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月 額の決定又は改定に関すること。
 - (5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又 は改定に関すること。
 - (6) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

<u>(7)</u> [略]

3 [略]

(東京事務所長等専決事項)

第59条 [略]

2 東京事務所総務行政部長の専決できる事項は、次のとおり 2 東京事務所総務行政部長の専決できる事項は、次のとおり とする。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- (4) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (5) 職員の住居の実情の確認及び住居手当の月額の決定 又は改定に関すること。
- (6) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定 又は改定に関すること。
- (7) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月 額の決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

3 [略]

究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のと おりとする。

<u>(1)</u> [略]

3 [略]

(東京事務所長等専決事項)

第59条 [略]

とする。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

[略] 3

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第3の17の項を次のように改める。

17 廃棄物の処理	第9条第3項	届出の受理	0	0	0		0		0	0	
及び清掃に関す	第9条の2第1項及	改善又は使用停止	0	0	0		0		0		
る法律(昭和45	び第9条の3第9項	の命令									
年法律第137号)	第12条の3第6項	報告の受理	0	0	0		0		0	0	
の施行に関する	第12条の6	勧告	0	0	0		0		0	0	
事務	第14条第1項及び第 14条の4第1項	収集運搬業の許可 (県内に事業所を 有する者に係るも のに限る。)	0		0						
	第14条第2項及び第 14条の4第2項	収集運搬業の許可 の更新 (県内に事 業所を有する者に 係るものに限る。)	0		0						

第14条の2第1項及び第14条の5第1項	収集運搬業の事業 の範囲の変更の許 可(県内に事業所 を有する者に係る ものに限る。)	0		0				
第14条の2第3項及 び第14条の5第3項 において準用する第 7条の2第3項	届出の受理(県内 に事業所を有する 者に係るものに限 る。)	0	0	0	0	0	0	
第15条の2の5第3 項において準用する 第9条第3項	届出の受理	0	0	0	0	0	0	
第15条の2の6	改善又は使用停止 の命令	0	0	0	0	0		
第18条第1項	報告の徴収 (産業 廃棄物不法投棄緊 急特別対策室の所 管に係るものを除 く。)	0	0	0	0	0	0	
第19条第1項	立入検査 (産業廃 棄物不法投棄緊急 特別対策室の所管 に係るものを除 く。)	0	0	0	0	0	0	
第19条の 3	改善命令(産業廃 棄物不法投棄緊急 特別対策室の所管 に係るものを除 く。)	0	0	0	0	0		
第19条の5第1項及び第19条の6第1項	措置命令(産業廃 棄物不法投棄緊急 特別対策室の所管 に係るものを除 く。)	0	0	0	0	0		
第21条の2第1項	事故時の届出の受 理	0	0	0	0	0	0	
第21条の2第2項	事故時の応急措置 命令	0	0	0	0	0		

附則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年2月1日から施行する。